

建設業とマイナンバー制度

平成28年1月より制度開始となるマイナンバー制度。平成27年10月からは法人番号、個人番号いずれの通知も順次開始され、事業所も個人も、いよいよ本格稼働を実感しているところだ。

本制度は業種、規模の区別なく、全ての事業所に一定の対応が求められるが、業種によっての特色も見られる。

例えば、住民票上の住所地に郵送される個人番号通知カードが手元に届かない人が一定割合で存在することは、制度全体としての課題であるが、特に建設業においては、住民票を移さず地方から出稼ぎに来ているケースが非常に多く、届かない人が他の業界に比べて多くいることが懸念される。

建設業とマイナンバーとの関わりを長期的に見た時、最も重要となつてくると思われるのは、平成24年度より継続的な取り組みが実施されている社会保険未加入対策との繋がりである。

建設業とマイナンバーとの関わりを長期的に見た時、最も重要となつてくると思われるのは、平成24年度より継続的な取り組みが実施されている社会保険未加入対策との繋がりである。



社会保険労務士法人エール
特定社会保険労務士

加藤 大輔

社会保険未加入指導は強化へ

主な施策	現状	施策後	参考
すべての滞納者に対する督促の実現	国民年金保険料の滞納者のうち、一定の所得及び滞納月数に該当する者に対して督促を実施。 ※26年度は、所得400万円以上及び未納月数13月以上	督促対象者の範囲を段階的に拡大し、平成30年度を目途に、免除該当者等を除いたすべての滞納者に対する督促の実現を目指す ※30年度までに、所得300万円以上及び未納月数7月以上に段階的に拡大。	○国民年金未納者 約259万人(25年度) ○督促対象者 約13万人(26年度) 約20万人(27年度)
厚生年金適用漏れ解消	源泉徴収義務者と厚生年金適用事務所の不一致は約75万事業所。昨年12月、国税庁は年金機構に対して法人情報の提供を開始	国税庁は、法人番号を加えた法人情報を年金機構に提供。厚生労働省において、厚生年金対象事業所との紐付けを完了し、集中的な加入指導を一層強化	○厚生年金適用事業所 約169万事業所(25年度) ○法人の源泉徴収義務者 約245万事業所(25年度)
税・年金の徴収連携強化	悪質な年金滞納者に関する国税庁への強制徴収委任制度を22年に開始。最近の実績は、年間5件程度で厚生年金のみ	滞納金額や滞納月数等の委任要件を見直し(※)国民年金でも強制徴収委任を実施。年間件数を少なくとも約5倍、最大100件程度へ大幅に増加 ※厚生年金の滞納金額要件を1億→5千万円に引下げ等	○強制徴収委任の累計実績 13件(22~26年度末)
広報活動の強化	11月の「ねんきん月間」を中心に、広報イベントや周知活動を展開	年金アプリの開発や大学における啓発イベント等の開催等、若者に重点を置いた広報活動を強化	○20代の国民年金第1号被保険者 約548万人(25年度)

出所：内閣官房「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関する検討について(第3回)」資料より抜粋

また、従業員に給料を支払っているのに社会保険未加入である事業所は、これ以上簡単に割り出すことが可能になる。そのような事業所には早い段階で指導が行われることが想定される。

また、既に社会保険に加入している事業所であっても安心は出来ない。個々の事情により加入の必要を迫られた事業所が、保険料の事業所負担を抑えるために、一

また、前述のような未加入者への対策を考えると、未加入者への加入指導は、当初よりその増加を危惧していたが、これは社会保険加入を拒む従業員を独立させたケースや、また社会保険料の事業所負担を軽減するために、企業側主導でその雇用する従業員を外注するケースが増加することを想定したからに他ならない。

また、前述のような未加入者への対策を考えると、未加入者への加入指導は、当初よりその増加を危惧していたが、これは社会保険加入を拒む従業員を独立させたケースや、また社会保険料の事業所負担を軽減するために、企業側主導でその雇用する従業員を外注するケースが増加することを想定したからに他ならない。

対応企業が成長できる時代に

部は役員・従業員のみで加入手続きを取っているケースなど、社内にも未加入のケースがある。中には、リスクが高まる事になるだろう。保険加入を拒む理由にも応じない従業員を雇って加入手続きを取っているケースも同様である。

現在、年金機構や整備局が実施している加入指導では、未加入の「事業所単位」での指導中心であるのが、このようなケースが現在でも散見される一因とも言える。しかし、未加入指導はマイナンバーを活用すれば、事業所単位では加入済だが、社内未加入の従業員が、事業所へのチェック、つまり「従業員単位」での確認も可能となり、実施されれば未加入の対策上の効果が得られることは確実だ。

特に建設業においては、未加入対策が掲げる「平成27年度以降の未加入者の現場からの排除」を目指した。現場でのチェックも強化されいくことが、より従業員単位での対応が重要となってくる。

また、前述のような未加入者への対策を考えると、未加入者への加入指導は、当初よりその増加を危惧していたが、これは社会保険加入を拒む従業員を独立させたケースや、また社会保険料の事業所負担を軽減するために、企業側主導でその雇用する従業員を外注するケースが増加することを想定したからに他ならない。

私たちの暮らしている社会は、少しずつ変化し、成長しています。若築建設は、しっかりと命を見つめながら、人のこころを掴む企業として、一歩一歩着実に歩み続けます。

若築建設 WAKACHIKU

〒153-0064 東京都目黒区下目黒2-23-18
TEL. 03-3492-0271
FAX. 03-3490-1019

私たちは、未来に誇れる環境をこれからも創造し続けます。

人と地球の架け橋に 竹中土木

本社 〒136-8570 東京都江東区新砂1丁目1-1 電話 03-6810-6200

共に生きる。共に育む。

技術は、人と自然のために。

青木あすなろ建設

代表取締役社長 上野 康信

〒108-0014 東京都港区芝4-8-2 TEL.03-5419-1011 http://www.aconst.co.jp/

人と地球の息吹のために。

地球の未来と発展のために、人と自然の調和を創造する、エンジニアリング・コンストラクターであり続けたい...それが、私たちの願いであり、使命と考えています。

大豊建設株式会社

〒114-8289 東京都中央区新川11-24-4
TEL. 03-3297-7000 http://www.daiho.co.jp/

人と地球にあたたかな技術、ハートテクノロジー。

海の息吹、大地の鼓動、そして都市の活気。地球の自然と快適な生活の調和こそ、私たちの願いです。人にあたたかな技術を追求め、夢を確かなカタチに育て、感動の明日を築いていきます。

東洋建設

〒135-0064 東京都江東区青海二丁目4番24号
Tel. 03-6361-5450
http://www.toyo-const.co.jp